

「国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件（案）」
に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和8年10月5日
環境省 水・大気環境局 海洋環境課

「国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件（案）」について、以下のとおり意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

1. 意見募集期間等

- （1）意見募集期間：令和8年7月23日（木）～令和8年8月23日（日）
- （2）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- （3）意見提出方法：e-Gov の「意見提出フォーム」、郵送

2. 提出意見数等

- （1）提出意見数：7件（うち意見募集要領の要件を満たした意見：5件）
- （2）御意見及び御意見に対する考え方：別紙のとおり

御意見及び御意見に対する考え方

※今回の意見募集の対象と直接関係がないと考えられる御意見は除いています。

いただいた御意見（原文）	御意見に対する考え方
表の末尾にある注釈（※汚染分類の説明）に加えて、表中の「係数」がどのような目的で設定される数値であるか（例：「混合物の汚染分類の決定および排出規制値の計算に使用する係数」など）についての簡潔な解説を1行追記することを提案いたします。	「係数」は、物質の有害性の程度に応じて「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数」（平成18年環境省告示第147号）において定めています。解説の追記については、御意見として承りました。
本改正はMEPCでの承認（令和7年12月1日）を受けた措置ですが、国内施行予定は令和8年9月頃となっております。施行までの約9ヶ月間、対象物質を取り扱う海運業者や関係事業者が国際基準との不整合で混乱しないよう、事前周知および運用上のガイドライン等の提示を行っていただくことを提案いたします。	令和7年12月1日のIMO/MEPC回状において追加・修正があった物質については、現時点において日本関係事業者にとって運搬の対象ではないと理解しています。今後、当該物質の輸送が我が国においても行われていることが確認された場合は、いただいた御意見を踏まえ適切に対応してまいります。
ポリアクリル酸溶液について、海防法施行令の別表第一にポリアクリル酸溶液（濃度が40%以下のものに限り）とする物質が登録されています。 例えば、濃度が10%の本物質を取扱う場合、今回の改正又は海防法施行令のどちらを参照したら良いですか。	当面はどちらを参照いただいてもかまいません。IMO/MEPC回状で示された物質については、改訂後のIBCコードに統合される際に改正を予定することが見込まれますので、将来的には海防法政令別表第一を適用いただくことになります。
今回の改正案は、IMOが新たに危険と判定した物質を日本国内でも「海洋汚染のおそれがある物質」として指定し直すためのものですが、現行資料には「どの物質がどれほど危険なのか」「日本の海域でどれほど問題が起きているのか」「指定変更によって海洋汚染がどれほど減るのか」「産業界の負担がどれほど増減するのか」「国民生活にどれほど影響するのか」など、政策効果を検証するための定量的な成果指標やKPIが示されておりません。海洋環境保護は国民の安全に直結するため、EBPM（証拠に基づく政策立案）の観点から、制度改正の妥当性を客観的に検証するためのKPIは不可欠であると考えます。 そのため、以下のようなKPIを設定し、基準値・目標値・達成期限を明確にしたうえで、毎年の実績と予算への反映状況を公表す	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

ることを求めます。

【必須と思われる KPI の例】

- ・海洋汚染事故件数の減少率（規制の効果を直接測定）
- ・危険物質の流出量の減少度（事故時の環境負荷の変化）
- ・港湾での危険物質管理の遵守率（事業者の対応状況）
- ・IMO 基準との整合度（国際基準との一致度）
- ・産業界の対応コストの変化（規制の妥当性判断）
- ・海洋環境の改善度（水質・底質・生態系の観測データ）

【これらの KPI を算出するためのデータと収集主体】

- ・海洋汚染事故件数：海上保安庁が事故報告を収集し、環境省が集計
 - ・危険物質流出量：海上保安庁・港湾管理者が測定し、環境省が統合
 - ・港湾での管理遵守率：港湾管理者・事業者が管理状況を報告し、環境省が確認
 - ・IMO 基準との整合度：環境省が IMO の最新判定と国内指定物質を照合
 - ・産業界の対応コスト：化学メーカー・輸送業者が年次報告し、環境省が分析
 - ・海洋環境の改善度：環境省・研究機関が海水・底質データを観測し、年次で評価
- これらは既存の行政データで収集可能であり、追加の大きなコストを必要としない範囲で実施できると考えます。

次に、行政手続法第 39 条第 2 項との関係について申し上げます。同条項は、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容であり、題名と根拠条項が明示されていること」を求めています。本件資料は、題名と根拠条項自体は形式的には示されていますが、一般の利用者が読んだときに「具体的かつ明確な内容」と言えるほど、改正理由や影響範囲が分かりやすく説明されているとは言い難い構成になっています。

行政官の皆様におかれましては、これは個々の職員の責任というよりも、行政文書が専門化しすぎて利用者目線の説明が不足している構造的な問題だと理解していただきたいです。国民にとって分かりやすい行政を実現するためには、専門家だけでなく一般市民が読んでも理解できるレベルまで噛み砕いた説明を付すことが不可欠です。「自分たちの説明は国民にとって本当に分かりやすいものになっているか」を常に問い直し、必要であれば説明改善の体制を強化していただきたいと思います。

なお、本案件には成果目標および KPI が設定されていないた

め、以下の文言を付記することが適切と考えます。 「政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施している EBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、当該案件について成果目標及び客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。また、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。ここで挙げた KPI は欧米では一般的に使われているとのことなので、わからなければ欧米の関係者にご確認ください。そして、“客観的な成果目標や KPI”は必要と考えられるものを全部並べれば良いというものではありません。記録項目が増えれば勘違いや見逃しや誤記載が増え使えないデータとなります。人が最短時間で作業し終えるものにする、最小限の時間とコストで、最大限の効率・効果を得られるようお願いします。その他不明点等があれば、高市内閣の各責任者や片山財務大臣にご確認いただくようお願いします。」 以上の理由から、本改正案には EBPM の観点から最低限の成果指標と KPI の設定、そして行政手続法第 39 条第 2 項が求める「具体的かつ明確な内容」の水準を満たすための説明改善が必要であると考えます。	
本改正案について、国際条約の国内実施という名目の下での追認に終始する姿勢を改め、主権国家として日本の環境と産業を守るプライドと主体性を持った運用を求めるため、以下の通り意見を提出する。 1. 国際機関の決定の無批判な追認と、形骸化したパブリックコメントの脱却 本件は、国際海事機関（IMO）の海洋環境保護委員会（MEPC）における判定を国内法制に機械的に落とし込むだけの作業と化している。国際協調は重要であるものの、海外の合意事項をそのまま国内に丸呑みし、形式的なパブリックコメントで済ませる姿勢は、日本の規制権限の放棄に等しい。国内の利害関係者や専門家の意見が国際基準の形成に反映される回路が閉ざされたまま、国内受容だけを強いる現在の硬直した構造を打破し、日本として異議を唱えるべき点は堂々と主張する外交・行政の姿勢を示すべきである。 2. 「海外の基準」に依存したブラックボックスな科学的評価の直視 新規に追加される指定物質等の有害性評価が、専ら IMO の専門部会等の判断に依存している点は問題である。日本周辺の海洋環境（閉鎖性海域の特性、独自の生態系、水産資源への影響など）は、	いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

画一的な国際基準だけでは測りきれない固有のリスクを抱えている。「国際機関が言っているから安全・妥当である」という他力本願な態度を排し、日本独自の厳しい科学的検証に基づいたリスク評価を行い、場合によっては国際的基準に対して独自の補正や修正を求めるだけの主体的なデータ蓄積と検証体制を構築すべきである。 3. 海外主導のスケジュールに振り回されない、国益と環境防衛の機動性 MEPC の決定や国際的な潮流に引きずられる形で国内法改正やパブコメのスケジュールが後手に回る構造は、日本の産業界に過度な予見不可能性を強いる一方で、肝心の国内環境リスクへの対応を遅らせる原因となり得る。海外の言いなりになって慌てて追随するのではなく、日本の海上物流の強みや環境保全の技術力をリードする立場から、自律的かつ機動的な環境・安全規制のロードマップを描くべきである。	
--	--

以上